

令和 2 年度第 1 回介護・医療連携推進会議 会議録

出席者

介護保険課課長 荻沼 学様
飯富自治実践会会長 [REDACTED] 様
飯富自治実践会役員 [REDACTED] 様
水戸市社会福祉協議会飯富副支部長 [REDACTED] 様
水戸市北部高齢者支援センター 社会福祉士 山崎 拓郎様
ケアレジデンス百合ヶ丘居宅介護支援事業所 伊藤 正様
いばらき診療所みと医療介護連携室長 朝日 光一郎様
ゆりかご☆いんくる管理者 脇 健仁
ゆりかごケアプランセンター 小野 祐子

欠席者

利用者代表 [REDACTED] 様

日時：令和 2 年 7 月 17 日 14：00～15：30 場所：ゆりかご☆ドリーム

定期巡回サービスについて

- ・どんな人が対象なのか？→要介護認定を受けた方。要介護 1～5 の方が対象。
- ・普段からゆりかごの何かを使っている人しか使えないのか？→要介護 1～5 を受けた方であれば、だれでも利用可能。
- ・緊急通報できるシステムがあり、固定電話があるところに設置可能とのことだが、それ以外の人はどうするのか？→携帯電話での連絡にしてもらうか、希望があれば短縮登録などワンタッチで電話できるようにするなど対応している。
- ・どんなサービスをしてくれるのか、わかりづらい。→介護保険上での訪問介護と同じだが、わからない方の方が多いので、具体的にこんなことができるという案内などを作成する。
- ・点滴をしていて退院を迫られるような人でも利用できるのか？→利用可能。退院前に病院と事前に会議などを行って、自宅に帰ってからの注意点や看護に対する指示をもらうことで、医療的にケアが必要な方にも対応できる。
- ・行政としてはどこまでこのサービスを拡充したいと考えているか？→平成 29 年までは 0 だった。今年度で 3 つ、来年度に 1 つと年度ごとに 1 事業所ずつ拡充していく予定。その後の計画は未定。
- ・コール回数は？→月に数回。実際に出動するケースは月に 1 回程度。
- ・飯富地区の独居高齢者は地域的に少ない傾向。

- ・利用者は 23 人、うち高齢者施設 3 名、その他個人宅は 20 名。バランスは良い状況。
- ・契約者数の推移は？→現在 23 名で半年前から変化なし。1 名お看取り、1 名新規あり。会議翌日に北部高齢者支援センターのケースで新規が入る予定。
- ・もっと利用者が増えてもいいのではと思うがいかがか？→その通りで、30 人くらいまでは対応できると考えています。啓発活動、具体的な利用例や、短期利用の提案などを今後も行っていきます。

自己評価について

資料の通り。

前回のご意見にて評価表だけではわかりづらいという点から、評価表に加え、評価の総評を取りまとめて会議にて配布。

・項目番号 12 の備考欄の表現が不明。→「看護⇒介護の方向性」という部分は、看護師から介護士への情報提供は行われているが、介護士から生活視点での気づきなどを看護師に伝える情報量が少なく感じるという意味。

・項目番号 15 について、随時コールに対応し、必要に応じてヘルパーが訪問しているところで、23 人中 1 名だけ「できていない」という評価があるが何か理由があるのか？→無記名での評価方法にしているので、誰がどのように感じて評価しているのかはわからないが、現在は必要性の高い緊急コールで、訪問しなかった、訪問できなかったことは一度もない。すべて対応している。また、コールで反応がなかった、訪問してくれなかったという声は無い。

その他の意見

・市民に対して回覧板などで広報という部分もいいかもしれないが、利用する側としてケアマネジャーからの情報提供による信頼は高い。逆にケアマネジャーからの提案が無いのに、利用するということは心理的にハードルが高い。ケアマネジャーに対しての広報や活用法の周知活動の方が効率的ではないかを感じる。

・地域コミュニティは絶対に必要。近所で誰が何人住んでいるという情報すらわかりにくくなった中で、災害時などは近所のお互いさまが力を発揮する。地域コミュニティは文化と歴史のもとに、福祉の心を持って形成される。コミュニティの力が弱体化する中で、このようなサービスがあることが周知され、コミュニティから、このようなサービスに対して情報提供を求めるなど、サービスを上手に地域づくりに活用できるような関係だといいと思う。

・独居老人も注意しなくてはならないが、高齢夫婦も注意が必要。民生委員では独居高齢者の情報があっても、要介護認定情報については全くわからない。そのような方にも利用が進むと安心。

・あと何年かすれば、限界町内会（10 件未満の町内会）で溢れるだろう。地域をつなぐ、支えるサービスとして継続してほしい。

今後の運営の方向性

①ケアマネジャーを中心として、サービスの周知活動を実施していく。活用方法も色々な形で提案し、利用しやすい形を伝える。

②サービスの内容を、もっとわかりやすくする。さらに、モデルケースなどで一例をあげてイメージを持てやすい工夫を行う。

③民生委員の方の集まりなどにも積極的に参加して、サービス内容の周知活動や、民生委員さんの情報把握に個人情報保護法に抵触しないように協力できるように支援していく。

④介護と看護の双方向での情報提供により、今の生活状況にベストマッチしたケアを提供できるように、一層の情報共有を図れるような体制を作る。

次回は 6 か月後。令和 3 年 2 月ころ予定。